

8 グアジャペ谷農業開発プロジェクトと養豚開発センター間の協力協定（案）

導入

オランチョ県フティカルパ市に位置する最終フェーズ・グアジャペ谷農業開発プロジェクト（PDAVG）、及び、カタカマス市のENAに位置する養豚開発センター（CDPP）は、本協定署名者である同両機関の定める方針に従い、共同で、PDAVGの技術に必要な研修、及び、その養豚事業の直接受益者に対する技術指導を実施する。

目的

本協定の目的は、PDAVGとCDPP間に行う技術指導サービスを正式化し、養豚事業の受益者への必要な協力実施上における両機関の機能と責任を定めるものである。活動範囲は、カタカマス、サンタ・マリア・デル・レアル、フティカルパ、サン・フランシスコ・デ・ベセーラ市内にある。

約束事項

CDPPは以下を約す。

研修活動

1. CDPPは、繁殖、衛生、飼養管理、施設、流通情報に関し、研修計画に基づき、PDAVGの技師を研修することを約束する。
2. CDPPは、PDAVGの技師の研修における実演のため、その施設を提供する。
3. CDPPは、研修終了時に、PDAVGの参加者に対し、関係する書類の全資料を渡すことを約す。
4. CDPPは、研修講師職員の移動に関する責任を有す。
5. 受益者に対し、1項に示されたテーマに関して、グループでの実演、及び、現場視察を行う。

基本的責任

- a) CDPPは、受益者に対し、豚の適切な管理を可能とする豚舎の建設と改善に関する的確な提言を行う。
- b) 豚の飼養管理簿を正確に記録できるよう指導する。

普及活動

PDAVGの受益農民のために有益な現場での講習会に関し、PDAVGの普及員から要請があった時、CDPPは協力を行う。

事前に書類で要請があった時、CDPPの技師は、融資機関NGOの担当技師とともに、PDAVGの受益者農場の技術指導に計画的に協力しなければならない。

P D A V G は以下を約す。

- 1) P D A V G は、C D P P に対し、事前に研修計画に関する情報を提供し、C D P P の研修計画に合わせなければならない。
- 2) P D A V G は、研修対象の技師と受益者の研修中移動手段を提供する。
- 3) P D A V G は、研修中使用される資材を提供する責任を有す。
- 4) C D P P が、その普及計画業務実施のため、事前に書面で要請をした時、P D A V G の技師は、それに協力する。

基本責任

- a) P D A V G は、養豚事業融資機関 N G O と調整をし、また、同 N G O に対し、P D A V G の融資対象養豚事業のために C D P P が実施する技術指導サービス内容を通知する。そして、受益者による効率的な管理を構築する。
- b) 全技術指導は、P D A V G を通して実施され、P D A V G より N G O にその移転が行われる。これによって、直接的に受益者まで同技術者が行き渡るようにする。
- c) P D A V G は、技術指導対象受益者グループの氏名と住所名簿を C D P P に提出する。

資金源

P D A V G は、N G O に提出される融資は、養豚事業により生産体制を構築することに関心のある村落組織の強化目的を有すことを表明する。同融資資金源は、A C D I (カナダ国際開発事業団) より提供される。

評価

P D A V G は、N G O と受益者の監視を実施することができる。実施活動の進捗を知るため、全当事者はその監視を受け入れる。

有効期限

P D A V G と C D P P 間の同協定は、署名日より 1 9 9 8 年 4 月まで有効である。

以上に合意し、1996年 月 日、両当事者機関は本協定に署名した。

P D A V G 側

G a s t o n G r e n i e r
カナダ側プロジェクト長

A n g e l E m i l i o A g u i a l a r
ホンデュラス側プロジェクト長

R i g o b e r t o A n d i n o
総務

C D P P 側

M a s a m i I t o
日本側プロジェクト長

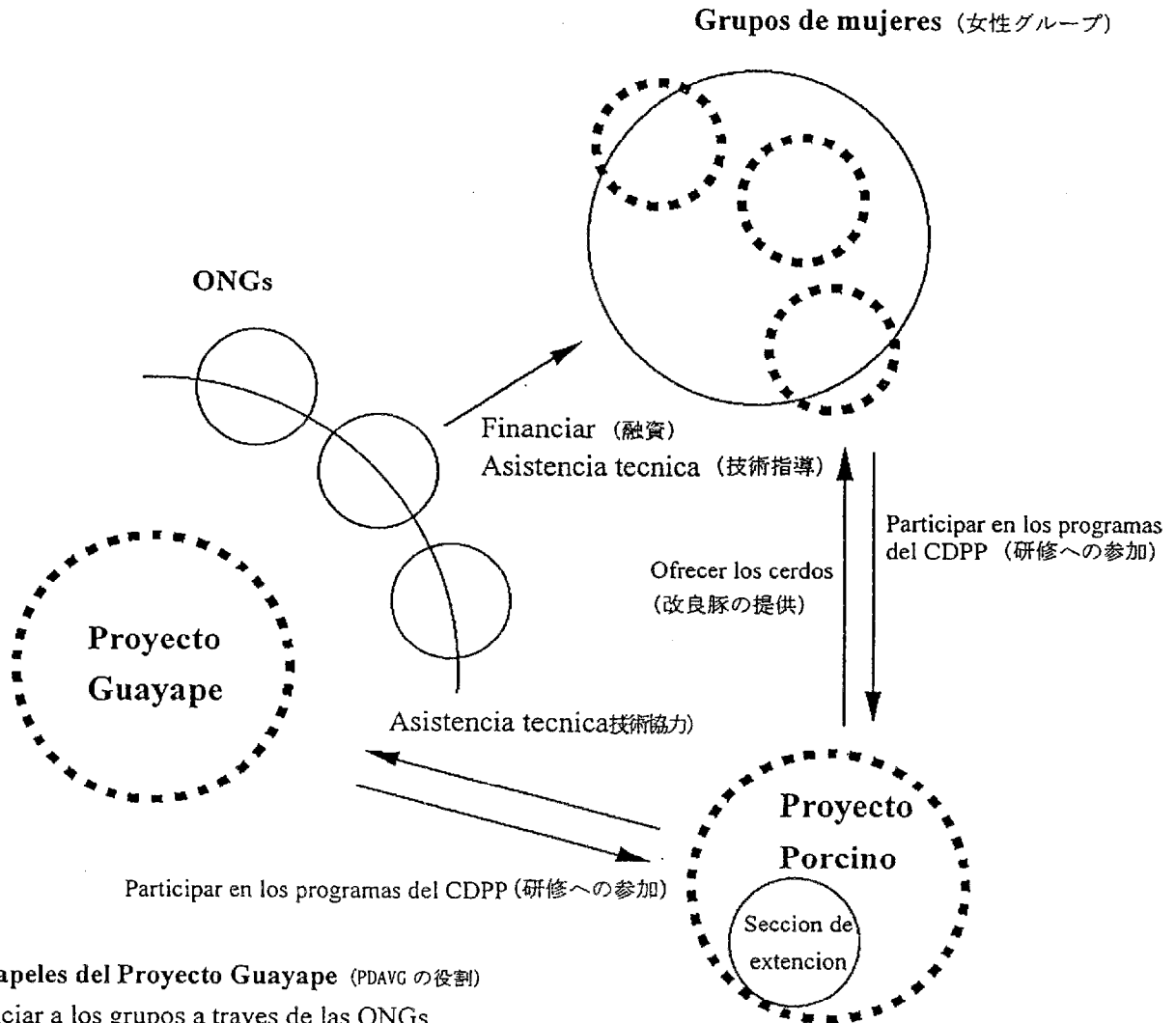
J o s e L u i s S a l g a d o
ホンデュラス側プロジェクト長

証人

証人

■ Idea básica del convenio del programa de cerdos

(ガジャペプロジェクトとの協力プロジェクトの概念)



Los papeles del Proyecto Guayape (PDAVG の役割)

- Financiar a los grupos a través de las ONGs
(NGOを通じての農村グループに対する融資)
- Capacitar los grupos que el PDAVG maneja
(農村グループに対するキャパシテーション)
- Participar en los programas del CDPP
(研修への参加)

El contenido de asistencia tecnica (技術協力の内容)

- Ofrecer los cerdos (改良豚の提供)
- Orientación para la construcción de la porqueriza (豚舎の建設指導)
- Orientación sobre alimentación (飼養指導)
- Orientación sobre sanidad animal (衛生指導)
- Realizar cursos en el centro (研修の実施)

※ Proyecto porcino no podrá garantizar la ganancia del proyecto (経営責任の回避)

5. 他の援助機関等との関連

グアジャペ谷総合農業開発プロジェクトは、1986年からカナダ政府（CIDA）の援助の下に進められている国際協力プロジェクトで、現在でフェーズ3を数える（1フェーズ5年間）。プロジェクトの趣旨はグアジャペ谷の貧農に対して、適正技術を導入することにより当該地域の農業生産の向上ならびに農村開発を促進するというものである。

当初ガジャペプロジェクトが始めた活動は、「農業生産プロジェクト」「コミュニティ開発プロジェクト」「流通開発プロジェクト」「公共機関への支援プロジェクト」等、多岐にわたっているが、このうち小規模農家に対しては、銀行、農協等を通じて融資を行い、小規模な生産活動を支援するという施策が取られてきた。そして、これらの小規模プロジェクトの中には、農家の余剰資源（家庭内労働力を含む）を利用した養豚プログラムも含まれている。

ガジャペプロジェクトの事務所は、オランチョ県の県都フティカルパ市にあり、当養豚開発プロジェクトは、それよりさらに約40キロ離れたカタカマス市にある。ガジャペプロジェクトの活動範囲は、ガジャペ谷一体となっているが、当養豚開発プロジェクトの普及範囲もオランチョ県一体となっていることから、両者の普及活動範囲は重なっている。

このように、活動範囲が重なっていることと、ガジャペプロジェクト側が養豚のプロジェクトを進めていること、また、ガジャペプロジェクト内部あるいはNGO側に適切な指導ができる技術者がいないことなどから、ガジャペプロジェクトから当方に対して、連携活動ができないか、という旨の申し入れがあった。

これを受けて、両プロジェクト間で検討を進め、グアジャペプロジェクトが支援する農家（123戸、96年現在）に対し、グアジャペ側が連携NGOを通じた融資を行うとともに、養豚開発プロジェクト側では主に技術面での支援をするという内容の協定の調印を行った。

この協定の結果、当養豚開発プロジェクトでは、グアジャペプロジェクトや連携NGO普及員を対象とした研修会、ならびにグアジャペプロジェクト支援の養豚農家を対象とした研修会を企画、開催しており、他援助機関プロジェクトとの連携の一例となっている。

今後の課題としては、グアジャペ側のプロジェクトが産業としての農業生産の向上というよりは、貧農の生活向上といった農村開発の側面を持っているため、当養豚開発プロジェクトが主に対象としている養豚農家（養豚を生産手段として真摯に捉えている農家）とは、質を異にする。このため、それぞれで異なった普及、研修の手法が必要とされ、より効果的な普及活動のために、今後の課題となると考えられる。

9 プロジェクトのENAへの移管計画に関する一般協定

養豚プロジェクト（DICTA-日本）終了時のプロジェクトのENAへの移管計画に関する一般協定

1996年5月8日、天然資源省DICTA会議室に於いて、以下の参加者の下、標記に関する会議が行われた。

- 1 DR. MACO POLO MICHELETTI 天然資源省農牧次官
- 2 ING. JOSE MONTENEGRO 天然資源省DICTA
- 3 ING. ELISEO NAVARRO ENA校長

同会議室において、上記3機関は、プロジェクト終了時のENAへの移管についての合意内容を示す1993年3月2日天然資源省とENA間調印の「ホンデュラス養豚開発プロジェクト（PDPP）の設置と実施に関する一般合意」を検討し、同合意文の有効性を再確認した。そのため、事前に移管手続きに関する検討が行われる。また、同機関は、以下の条件に基づき、プロジェクトの移管が行われることを確認した。

第1条

移管計画作成のため、DICTA局長、UPEG（計画部）部長、ENA校長によって構成される策定実行委員会（以下、委員会）を設置する。DICTA局長が委員会の会長を務める。また、プロジェクト移管策定実行事務局（委員会事務局）を設置し、それは、委員会の指示する総務手続、法務手続、各詳細事項を担当する。

委員会事務局は、関係3機関から指名される代表者によって構成され、プロジェクト長がその事務局長を務める。日本人専門家は、委員会及びその事務局が行う活動に、オブザーバーとして参加でき、意見及び提案を示すことが出来る。

第2条

委員会は、移管に関する各内容を検討し、移管に関する計画と日程を作成する。

第3条

移管計画には、以下の内容が考慮される。

- 1 ENAにおけるプロジェクトの組織的位置
 - a 組織的位置
 - b 運営的位置
- 2 技術移管体制
 - a 受益対象農民への技術指導（普及）の考え方
 - b 技術指導に関する組織的体制
- 3 豚販売収入
 - a 収入帰属機関
 - b プロジェクトの生み出す収入の独立自治性
 - c 収入管理に関し、会計監査院の監査等、収入の管理監査体制
- 4 資機材と施設
 - a 資機材と施設の所属機関
 - b 資機材と施設の管理方法
 - c 資機材と施設の点検と維持体制
- 5 年次予算措置
 - a プロジェクト予算の申請機関
 - b 予算措置対象業務
 - ・養豚開発センター運営上必要予算の処置
 - ・技術指導体制運営上必要予算の処置
 - c 年次予算対象支出項目内容

6 職員配置

- a 養豚開発センター運営上必要な職員の配置とその労働条件
- b 技術指導体制の運営上必要な職員配置とその労働条件

第4条

遅くとも、プロジェクト終了予定日である1998年6月14日の1年前に当たる1997年5月14日までに、移管計画を作成する。作成された同計画は、プロジェクト合同委員会会議にて検討される。

1996年8月9日、テグシガルバにて、本一般協定が署名された。

DR. MACO POLO MICHELETTI
農牧次官

ING. JOSE MONTENEGRO
DICTA局長

ING. ELISEO NAVARRO
ENA校長

15. 05. 1997
 合同委員会開催
 25. 08. 1997
 移管委員会開催

移 管 計 画

第3条

1 ENAにおけるプロジェクトの組織的位置

A 養豚プロジェクトは、直接的にENA校長に配属する。また、ENAの畜産学科及び他の学科とともに学業に協力する。

養豚開発センター（以降センターとする）運営のため、以下の業務機能を有す部門を設置する。

合同委員会：センターの総務、技術、運営及び評価事項等を分析し、ENAの運営委員会に提案を行う

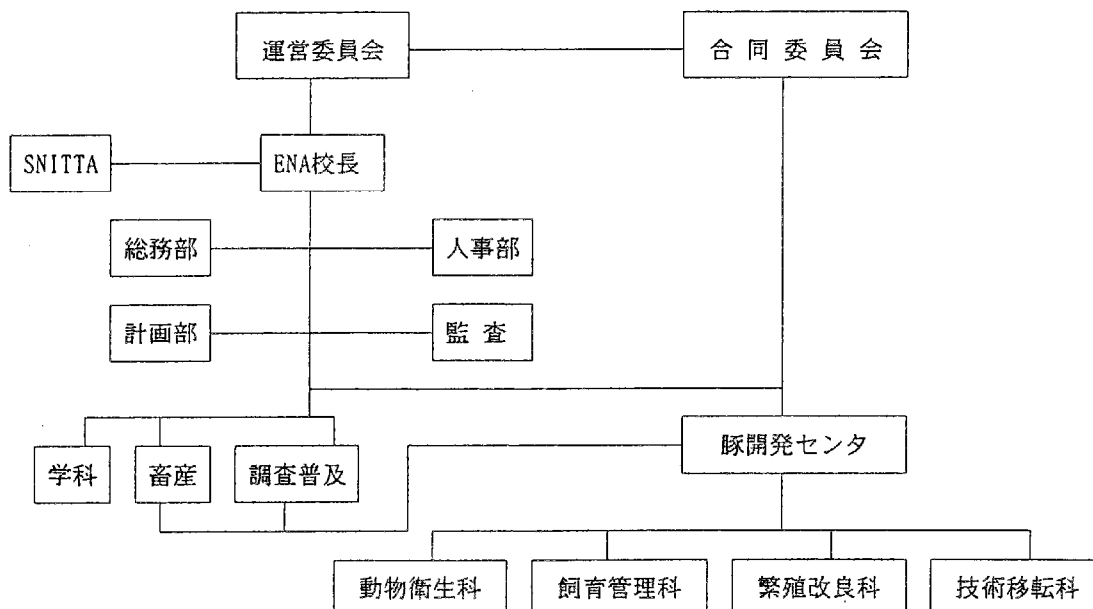
センター長：センターの総務全般を管理する。

動物衛生科：豚に関する衛生管理業務を担当する。

飼養管理科：豚に関する飼養管理業務を担当する。

繁殖改良科：豚に関する繁殖・改良管理業務を担当する。

技術移転科：DICTAと協力し、養豚技術移転に関する計画及び調整を担当する。



B センターの現総務機能は、ENA総務部によって担当される。また、同総務部は、センター総務事項に対応するため、ENA総務部長直属の総務補佐1名によって強化される。更に、センターの会計及び買い付け業務を担当する会計士1名、及び見積もり係り1名によって同総務部は強化される。

C 合同委員会は、以下の機関より構成される。

- ・ 牧畜次官（委員長）
- ・ 財務省代表
- ・ ENA校長
- ・ DICTA局長
- ・ 農牧省国際協力代表
- ・ JICA代表技術者

2 技術移転体制

A 技術移転は、ホ国特にオランチョ県の養豚を振興するため、センターで開発された技術を用い、農牧関係技術者及び養豚関係の農民に対し実施する。

技術指導は、研修会、巡回指導、見学等を通し、農牧関係技術者等及び農民に直接的に実施しなければならない。

B センターとENAによって作成された技術移転計画は、同センターの技術移転科職員によって調整される。また、DICTAの基準によって事前に選定され研修を受けた民間コンサルタントによって、同計画は実施される。更に、養豚開発センター職員は、技師、民間コンサルタント及び農家を研修する。

技術移転科職員と民間コンサルタントは、養豚技術の移転に関して十分な経験を有さなければならない。

3 豚販売収入

A 販売によってセンターが生む収入は、ENAの所有とする。

B 予算執行に関する運営、計画、監督、管理は、国家行政によって承認された手順に従う。

センターの再投資のために、センターの収入の特別口座を開設する。現行の基金は、同口座に振替られる。同口座基金運営を調整する大統領令制定の手続きを行う。

国際協定の有無に関わらず、豚販売全収入はセンターに再投資される。

C ENAの内監査部は、国家一般会計監査院の機能に基づき、センター運営を監査する。

4 資機材と施設

A 全ての資機材、車両及び施設は、ENAの所有となり、ENAはそれらをENAの財産目録に登録し、そしてそれらを国家財産目録に加える。

B センターの使用する全資機材と施設は、ENAに移管後も引き続き同センターに提供される。ENAがある資機材を必要とするときは、校長はセンター長に協力を要請し活動を調整する。

C 資機材と施設の点検維持管理体制は、外郭機関用に国家行政が示す手順に基づきENAが使用する体制とする。

5 年次予算処置

A センターは、予算計画及び年間実行計画をENA校長に提出する。ENAは、それをENA年次予算に加える。1998年度予算は、センターによって遅くとも1997年4月までに、DICTA及びENAに提出されなければならない。

それは、両機関が1998年におけるプロジェクト予算措置該当期間を、それぞれの年次予算に考慮するためである。(DICTAは1998年5月14日まで、ENAは同年5月15日から12月31日まで)

B センターの総務及び技術関係費用の予算は、1999年以降、ENA予算に別途に示される。また、センターの収入も別途示される。

技術指導用経費処置に関しては、国家農牧林技術の調査及び移転システム(SNITTA)に対し、特別事業として予算申請される。

C 予算支出項目内訳は、国家及び行政府から発布された予算法令、予算一般規定、その他公共規定に基づき、政府が使用する支出項目内訳様式とする。

D ENA校長、副校長、総務部長及びセンター長は、正式な移管日より、センターの予算執行を検討及

び承認する。

6 職員配置

A ENAは、1998年5月15日よりセンター運営に必要な全職員を配置する。1997年4月までにENAとセンターの責任で、必要職員を決定する。

センター長は、合同委員会において選定され、ENA校長の提案によりENA運営委員会によって指名される。

職員とENAとの業務関係は、センターの移管日から開始される。その労働条件は、ENAがその全従業員に与える条件と同様にする。

センターの持続的発展のために、現在の技術職員から、センター運営に必要な職員が雇用される。現在の職員の内、ENAによって雇用されなかった職員は、定められた必要条件を満たすならば、技術移転業務実施のため、民間コンサルタントとしてDICTAによって雇用される。

労働者の労働条件の変更によって起こり得る社会保障関係については、法律相談を通して、その決定を行う。

B ENAは、DICTAの定める職員運営体制及びその独自の民間コンサルタント雇用方法を利用する。

別添 4

DICTA-日本養豚プロジェクトの国立農業学校への譲渡協定

1997年10月9日木曜日午前10時当該省事務所の会議室でDICTA-日本養豚プロジェクト合同委員会の会合が開かれた。出席者は、以下の通りである。

1. - マルコ・ポ-ロ・ミチュレッチ博士 農牧省牧畜業次官
2. - ホセ・モンテネグロ B. 工学士 農牧省DICTA理事
3. - エリセオ・ナヴァロ 工学士 E. N. A. 校長

この会合において上記の出席者は、「ホンジュラス養豚開発プロジェクト設定及び実施に関わる一般協定」及び「DICTA-日本養豚プロジェクト終了時における同プロジェクトの国立農業学校への譲渡に関わる一般協定」に基づいて、予め譲渡委員会事務局が用意した譲渡計画について討議した。この委員会は、農牧省、農牧科学技術局、国立農業学校、養豚開発センターで任命された会員で構成されている。この譲渡は、次の条項に従って実施されるものとする。

第1条

1. E. N. A. におけるプロジェクトの組織的位置付け
- A. - 養豚開発センターは、国立農業学校運営部に直属し、学術的な活動に関して家畜生産部その他学術部局と協力するものとする。

センターの運営のため、それぞれの役割を持つ以下の部門を設ける。

合同委員会:

E. N. A. 理事会に対し、センターの経営、技術、業務、評価の各項目に関する分析、助言を行なう。

センター所長:

センターの総合的運営を掌握する。

家畜衛生課:

豚の衛生を担当する。

管理、飼料課:

豚の管理、飼料を担当する。

改良、繁殖課:

豚の繁殖、改良を担当する。

B. センター-の現在の運営機能は、E. N. A. の運営管理部が担当し、センター-の運営事項を処理するために部長に運営補佐を一人つけて強化する。更に、センター-の経理と購買を処理する会計士一人と相場師一人でこの運営管理部を強化する。

C. 合同委員会は、以下の機関で構成するものとする。

- 農牧省次官(委員長)
- 大蔵省代表者
- DICTA理事
- E. N. A. 校長
- 養豚プロジェクト・チーフ(事務官)
- 農牧省対外協力代表者

2. - 技術移転システム

A. - 技術移転は、ホンジュラス、特にオランチョ県における養豚業推進のためにセンター-が創出した技術を使って、養豚業に関わる生産者及び農牧業関連技術者に提供されるものとする。

技術援助は、生産者と農牧業関連技術者を直接対象として、養成講座、視察、研修旅行等を通して実施する。

B. - CDPD及びENAが作成した技術移転計画は、センター-の技術移転課員が調整し、事前にDICTA方式で選定、養成された民間コンサルタントを通して提供する。又、養豚開発センター-の職員が、技術者、民間コンサルタント、生産者を養成する。

技術移転課員と民間コンサルタントは、養豚業の技術に関する技術移転に十分な経験を持つものとする。

3. 豚の販売による収入

A. - センター-が販売により得る収入は、E. N. A. の所有に帰す。

B. - 予算執行の運営、企画、監査、管理は、分散組織に対して行政府が認可した手続きに従う。

センター-の収入で特別勘定を設定し、センター-に再投資する。現在の資金は、この勘定に移転し、この勘定の資金の管理を規定する大統領の合意を取り決める。

国際協定とは別に、豚販売収入は全てセンター-に再投資する。

C. - E. N. A. の内部会計監査は、共和国の一般会計検査院の機能に基づいてセンター-の運営を監査する。

センターの安定した発展のため、センター稼働に必要な職員を現在の技術職員の中から雇用する。

現在の職員の内E. N. A. に雇われなかった職員は、規定の要件を満たす時に限りDICTAの民間コンサルタントとして契約し、技術移転作業を行なう。

労働条件の変化により起こり得る福利厚生費給付は、該当する法律の定めに従う。

B. - E. N. A. は、DICTA内で定める人事管理システム及び独自の民間コンサルタント契約システムを使う。

第2条

本協定は、プロジェクトが終了し、国立農業学校に譲渡される日である1998年5月14日以降効力を発するものとする。

上記の内容の証明として、1997年10月9日M. D. C. テグシガルバにおいて本譲渡協定に署名する。

マルコ・ポ-ロ・ミチェリッティ博士

農牧省、牧畜業次官

ホセ・モンテネグロ B.工学士

DICTA理事長

エリセオ・ナヴァロ工学士

E. N. A. 校長